政 府 は、 本法の施行に当たり、 次 の 事 項に う ١J て格 段の 配 慮 をす べきであ る。

た適 が か、 自 正 動 な処 そ 車 の 運 運転 理 が 用 過失致死傷罪が、 に当 行 わ れ たっ るよう努めること。 ては、 運 自動 転 行 車の運転上必要な注意を怠る過失行為に基づくものであることにかん 為 の 悪質 ま た、 性 危 危 険 険性 運 転 ゃ 致 発 死 生し 傷 罪 た結果の重 の 対 象 となる自動 大性など 車 事 の 案 範 囲 の が 実 拡 態 大さ に 即 れ

たことにかんが

み、

その

運

用に当たっても同様とすること。

故 ずること。 危 険 の 実 態や 運 転 科 致 刑 死 傷罪及 状況等を注視しつつ、 び 自 動 車 運 転 過 失致 引き続き検討を行うとともに、 死 傷 罪 の 構 成要件や 法定 刑 必要があ の妥当性 につい れば速やかに適 ては、 今後 切 な措 の 交 置 通 を

 \equiv 引き続 適 正 悪 一な捜 質 き 查 検 危 の 討 険 遂 を な運転行 行 行 ſί に 遺 適 憾 為に 切 なきを期するとともに、 な処 より 理 死傷事故を起こした者がい が ? 行 わ れるよう努めること。 刑 の 裁 量 わゆ 的 免 除規 るっ 逃げ得」 定や罰金刑の適用の在り方につい となるようなことがない ても よう

四 運 転 自 に 動 資する処遇プログラムの 車 が 移 動 ゃ 輸 送 の 日 I常的 更なる充実を図 な 手段となっ て る いることを 等 、 再 犯 防 踏 止 ま 策 え、 の 交通 層 の 刑 充 務 実 所 強 等 化に努 の 矯 正 めること。 施 設 に お け る 安 全

五 うとともに、 交 通 事 犯 の 必 被 要 害者等 な 情 報 に 対 の 提 U 供や支援等が て は、 そ の 事 適 故 切に 発 生 受けられるよう、 時、 捜 查 段 階 を 含 その保 め、 被 護 害 策 者 の 等 の 層 心 の 情 充 に 実 適 に 切 努 な めること。 配 慮 を 行

六 識 活 動 の 自 等 動 層 の 車 の 充 事 向 故 実 上を図 強 化 に 係 る 処 を図ること。 ָוֹ וֹטָ 罰 事 規 故 定 が の 特に、 未 複 然防 雑 化 止 飲 し に努めること。 7 酒 運 ١J 転 ることを踏 等 の 悪 質 まえ、 • 危 険 本 改 な 運 転 正 が許 の 内 容 され の な 周 しし 知 ことについ 徹 底 ゃ 交通 て 安 全 玉 民 の 晵 の 意 発

七 改正と 者 の 自 勤 動 併 務 車 せて 環 事 故 境 関 の の 整 防 係 備、 機 止には、 関 等 交通安全教 の 更 運 な 転 る 者 育 の 連 安 全 の 携 充実 の 強 意 化 など多面 識 を の 义 み ij ならず、 的 必 総合 要 道 な 施 的 路 交通 に 策 が 取 1) 環 組 層 境 む 総合的に推進され の 整 必要があることに 備、 自 動 車 の るよう努 構 か 造 h 改 が 善、 めるこ み、 運 本 転

右決議する。

ځ